



調布市立第七中学校 はしうち教室 入室案内



調布市立第七中学校不登校特例校分教室「はしうち教室」は、「教育機会確保法(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)」に基づき、調布市立中学校に在籍する不登校の生徒が社会的に自立する新たな場として設置した分教室です。

「はしうち」とは、雛が卵の殻の内側を打ち破ってかえる際に、親鳥が外側から援護して殻を壊す行為をいいます。

教職員が生徒に寄り添いつつ、生徒自身が自分の殻を打ち破り、自立しようとする姿を「はしうち」になぞり、教室名を付けました。

調布市立第七中学校
調布市教育委員会指導室

● はしうち教室の特徴



- 小集団の学級編制
- 通常の中学校の標準時数よりも少なくした授業時数
- 午前3単位時間，午後2単位時間を基本とした時間割
- 一人一人の学習状況に対応した「個別学習」の授業
- 得意とする表現方法を高める「表現科」の授業
- 社会性を育む「コミュニケーション・スキル・トレーニング（CST）」の授業

時間割の例

	時程	月	火	水	木	金
	～9:00					
	9:00～ 9:05	朝学活				
	9:05～ 9:15	CST				
1時間目	9:20～10:10	数学	数学	英語	総合	個別学習
2時間目	10:20～11:10	国語	英語	社会	総合	保健体育
3時間目	11:20～12:10	道徳科	国語	表現科	個別学習	保健体育
	12:15～13:05	昼食・昼休み				
4時間目	13:10～14:00	技術/家庭科	社会	音楽	理科	美術
5時間目	14:10～15:00	CST	特別活動	音楽	理科	総合
	15:05～15:15	清掃活動				
	15:20～15:25	終学活				
	最終下校時刻	16:00	15:30	16:00	16:00	16:00

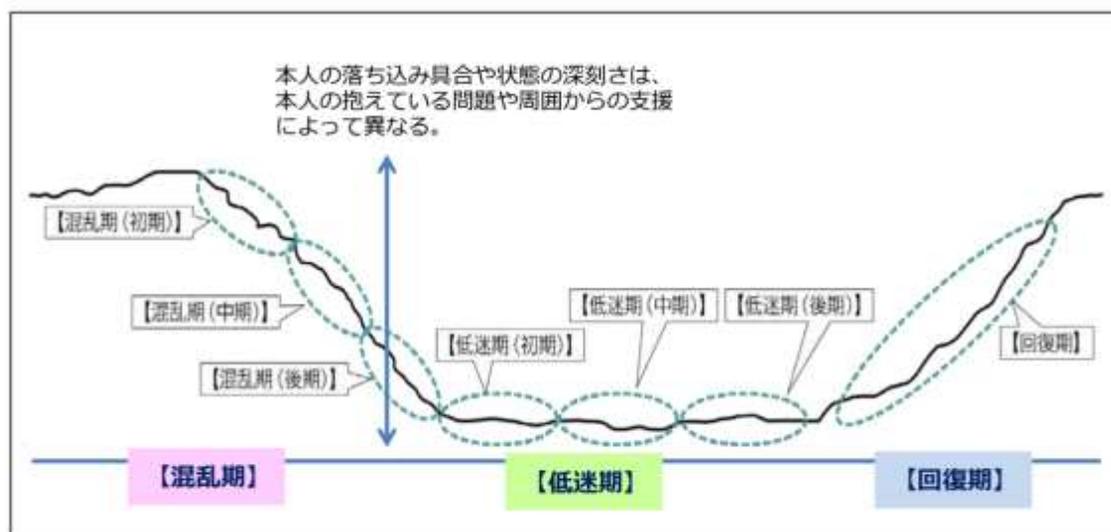
● はしうち教室の対象となる生徒

調布市立中学校に在籍しており、心理的な理由等で不登校になっている又は不登校の傾向がみられることから小集団での学習が適切だと判断される生徒で、はしうち教室入室検討委員会が入室することが適切と認めた生徒が通います。

なお、調布市立小学校第6学年に在籍し、不登校や不登校傾向のある児童については、中学校入学前に、入室に関する事前の御相談等をお受けします。

はしうち教室で主体的に学校生活を送るために

不登校からの回復への道のりは一人一人異なっており、決して一様ではありませんが、一般的にはその状態は大きく「混乱期」「低迷期」「回復期」の三つの時期に分けることができます。



「児童・生徒を支援するためのガイドブック」(東京都教育委員会より)

それぞれの時期で支援の内容・方法は異なります。

はしうち教室では、「混乱期」「低迷期」を経て、「回復期」段階に入った生徒の「もう一度学校生活を送ってみたい」「外の世界とつながりたい」という思いに応え、小集団による教室環境や個に応じた支援内容・方法により、成功体験を積み上げていきます。

◆はしうち教室で主体的に学校生活を送るためのチェックポイント

- 「もう一度学校生活を送ってみたい」「外の世界とつながりたい」と思っている。
- 自分を励まし、頑張ろうとする意思がある。
- 家族と遊びに行ったり、一人で買い物に行ったりしている。
- 学校以外の施設(習い事, 学習塾, フリースクール等)または、学校等の施設(保健室, 相談室, 適応指導教室等)に週1回以上、自分の意思で定期的に通っている。

●はしうち教室入室までの流れ（小学校6年生）

お子様が、はしうち教室で主体的に学校生活を送り、成功体験を積み重ねるために、事前にはしうち教室での学校生活を体験していただくとともに、本人の意思を大切にします。

1 在籍小学校に連絡

- ・在籍小学校の担任または管理職に、入室の希望をお伝えください。

10月上旬から
11月11日(金)まで

2 在籍小学校と面談

- ・日時については、小学校から連絡があります。
- ・面談時に、「はしうち教室見学・体験申込用紙」(別紙)を記入のうえ、御提出ください。

3 はしうち教室の見学・面談

- ・日時については、はしうち教室から連絡があります。

4 はしうち教室での学校生活の体験(延べ5日間を目安)

- ・お子様の意思確認をしたうえで、はしうち教室の学校生活を体験をします。
- ・体験における必要な支援については、事前にはしうち教室と共有します。

5 第七中学校長と面談

- ・日時については、はしうち教室から連絡があります。
- ・体験を経た後のお子様の意思確認をします。

6 「不登校特例校分教室入室申請書」の提出

- ・申請書は、第七中学校長との面談時に配付します。
- ・はしうち教室または指導室教育支援係(調布市教育会館5階)に御提出ください。

12月2日(金)まで

調布市立第七中学校不登校特例校分教室入退室検討委員会の開催
(調布市教育委員会)

7 入室の可否について通知

- ・入室の可否については、小学校長との面談を通してお知らせします。

12月23日(金)まで

入室しない
場合

入室が決定

継続相談

- ・学校及び教育委員会が、お子様の教育相談・進学相談を継続します。

はしうち教室入室説明会に出席

調布市立第七中学校
はしうち教室に入室

2月中旬

4月

● はしうち教室入室までの流れ（中学生）

お子様が、はしうち教室で主体的に学校生活を送り、成功体験を積み重ねるために、事前にはしうち教室での学校生活を体験していただくとともに、本人の意思を大切にします。

1 調布市教育委員会指導室教育支援係に電話 ☎ 042-481-7718

- ・お子様の在籍校や不登校の状況等について、お伺いします。

2 はしうち教室の見学・面談

- ・日時については、はしうち教室から連絡があります。
- ・見学時に、「はしうち教室見学・体験申込用紙」(別紙)を記入のうえ、御提出ください。

3 はしうち教室での学校生活の体験(4週間を目安)

- ・お子様の意思確認をしたうえで、はしうち教室の学校生活を体験をします。
- ・お子様がはしうち教室の環境に徐々に慣れながら体験を行えるようにするため、期間を十分にとります。
- ・体験における必要な支援については、事前にはしうち教室と共有します。

4 第七中学校長と面談

- ・日時については、はしうち教室から連絡があります。
- ・体験を経た後のお子様の意思確認をします。

5 「不登校特例校分教室入室申請書」の提出

- ・申請書は、第七中学校長との面談時に配付します。
- ・はしうち教室または指導室教育支援係(調布市教育会館5階)に御提出ください。

調布市立第七中学校不登校特例校分教室入退室検討委員会の開催 (調布市教育委員会)

6 入室の可否について通知

- ・入室の可否については、在籍校長との面談を通してお知らせします。

入室しない
場合

継続相談

- ・学校及び教育委員会が、お子様の教育相談・進学相談を継続します。

入室が決定

はしうち教室入室に向けた面談

調布市立第七中学校
はしうち教室に入室

随時

年4回

学期はじめ

● はしうち教室に関するQ & A

Q1: 学籍はどのようになりますか？

A1: 学籍は「調布市立第七中学校」となります。調布市立中学校から、はしうち教室に入室する生徒については、第七中学校への転校手続きをとることになります。

Q2: はしうち教室に入室できないこともあるのですか？ その場合はどうすればいいですか？

A2: 不登校からの回復への道のりは、その様相や期間など、一人一人異なります。

はしうち教室では、お子様の「もう一度学校生活を送りたい」という思いを重視するとともに、お子様がはしうち教室の環境に慣れ、学校生活を主体的に送れるように、段階的に体験を実施します。

一方で、体験において、環境の変化や対人関係の不安等により、継続して登校することができなかったり、回復に向けて十分な休養が必要であると考えられたりする場合があります。これらの結果、はしうち教室入室検討委員会において、入室不可と判断することがあります。

その際は、関係機関と連携しながら、学校及び教育委員会と継続相談をすることとなります。なお、小学校6年生のお子様については、はしうち教室入室のお申込みと合わせて、中学校学校選択制の申込みをすることが可能です。詳しくは別紙「はしうち教室見学・体験申込用紙」の裏面を御覧ください。

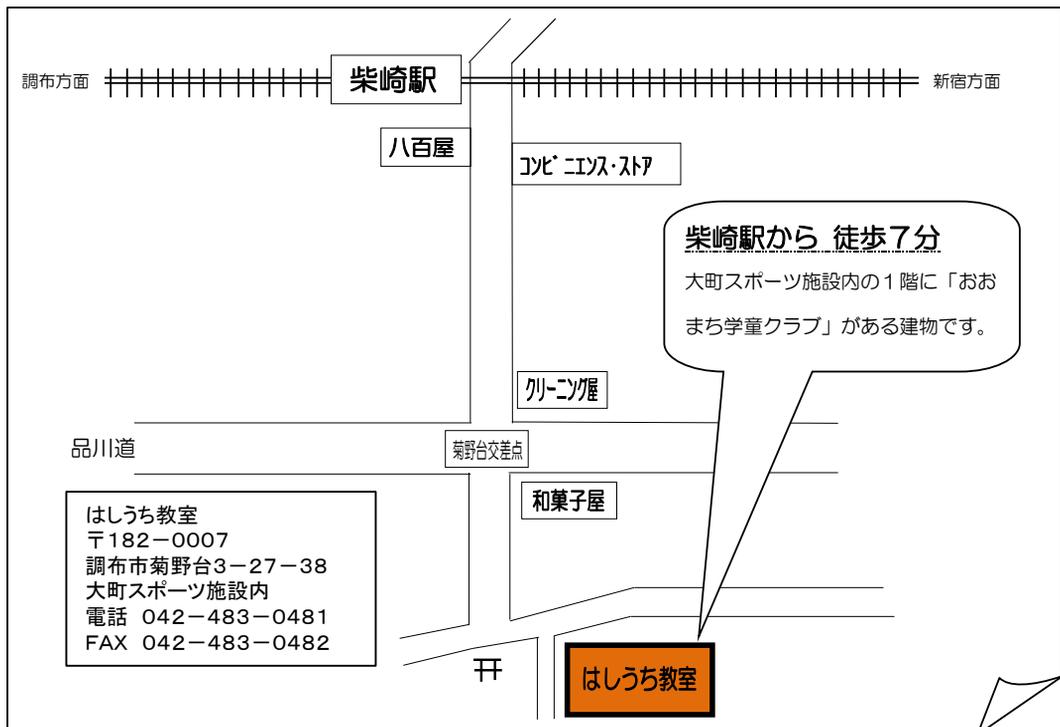
Q3: はしうち教室にかかわらず、学校に行きづらい悩みは、どこで相談できますか。

A3: 学校に行きづらい悩みは、下記の連絡機関先にて、相談することができます。

調布市教育委員会指導室教育支援係
調布市教育相談所
調布市子ども・若者総合支援事業ここあ
調布市子ども家庭支援センターすこやか

電話 042-481-7718
電話 042-481-7633
電話 042-452-8816
電話 042-481-7733

● はしうち教室 案内図



【はしうち教室入室に関する問合せ先】調布市教育委員会 指導室教育支援係
〒182-0026 調布市小島町2-36-1 調布市教育会館5階 電話 042-481-7719